

豊田市における NPO 法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送の必要性について

1 豊田市における NPO 法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送の必要性について

豊田市においては、次に示す理由から、現状の公共交通機関によっては、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できていないと認められます。

したがって、豊田市においては、NPO 法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送が必要性です。

2 十分な輸送サービスが確保できていないと認める理由

(1) 豊田市内における現況移送サービスの不足

豊田市内において道路運送法の許可に基づき移動制約者の移送を行っている車両の移送能力が、移動制約者の移動需要量と比較して不足している。

(詳細は第 1 回 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会 資料参照)

① 豊田市における移動制約者の人数の予測

介護保険 要支援者・要介護認定者の中の移動制約者数	1,545人
障害者等の中の移動制約者数	1,659人
合 計	3,204人

② 移動制約者の移送に必要な車両の種別の予測

福祉車両	1,599人
セダン型車両	1,605人
合 計	3,204人

③ 豊田市内で道路運送法の許可に基づき移動制約者の移送を行っている車両の現況

福祉車両	27台
セダン型車両	18台
合 計	45台

④ 現況の車両の移送能力と移動制約者の移動需要量との差(不足車両数)

車両種別	現況車両の移送能力(月)	移動困難者の移動需要量(月)	不足量(月)	不足台数
福祉車両	4,050回	7,995回	3,945回	27台
セダン型車両	3,780回	8,025回	4,245回	21台
合 計	7,830回	16,020回	8,190回	48台

(2) 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会における意見の集約

平成17年10月12日に第1回 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会を公開で開催し、豊田市におけるNPO法人等によるボランティア輸送としての福祉及び過疎地有償運送の必要性について意見集約を行った。

同協議会において、福祉有償運送の必要性に対する反対意見は無かった。

(3) 第1回 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会 資料及び議事録に対する意見

同運営協議会の資料及び議事録を10月19日から豊田市ホームページにて公開し、平成17年11月10日までに、書面にて3件の意見提出があったが、福祉有償運送の必要性に対する反対意見は無かった。

3 今後の進め方

(1) 豊田市福祉有償運送ガイドラインの作成(平成17年11月)

平成17年11月21日に開催される第2回 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会での協議を経て、豊田市の福祉有償運送に関するガイドライン(案)を作成する。

(2) 福祉有償運送を依頼するNPO法人等の公募(平成17年12月～平成18年1月)

豊田市福祉有償運送ガイドラインに基づき、豊田市において不足している移動困難者の移送需要に対応するために、豊田市から福祉有償運送を依頼するNPO法人等を公募し、提出された申請内容を審査する。

(3) 豊田市からNPO法人等に対し福祉有償運送の実施依頼(平成18年2月)

豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会における協議が整ったNPO法人等に対し、豊田市から福祉有償運送の実施について書面にて依頼する。

(4) NPO法人等による自家用自動車有償運送事業許可申請(平成18年3月)

豊田市から福祉有償運送の実施について依頼されたNPO法人等は、国土交通省に対し自家用自動車有償運送事業の許可申請を行う。

(5) NPO法人等による福祉有償運送の実施(平成18年4月予定)

国土交通省から自家用自動車有償運送事業の許可を受けたNPO法人等による福祉有償運送が開始される。

(6) NPO法人等による福祉有償運送の更新(平成20年3月予定)

豊田市は、豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送を実施しているNPO法人等の更新申請について協議するとともに、移動困難者の現況について調査・報告し、必要があれば新たにNPO法人等を公募する。